

◇入会金	30,000円	◇登録料	10,000円	◇月会費	円
◇お見合料	0円	◇成婚料	円		

《 ペナルティー規定 》お約束事を守ってくだされば余分な請求は無い事をご理解下さい。

入会時 (入会金、登録料の支払い)

☆ 記載事項に(学歴・婚歴・年収等)誤りがあった場合 ⇒ 5万円
(在籍期間中に、履歴に変更が(住所・職業・年収等)あったにもかかわらず、当方への連絡をおこたった場合も含む)

入会～お見合い (入会から退会まで27日に当月分月会費の支払い)

- 1, 当方より知り得た相手情報を、第三者に漏らしたりお見合いまでに利用した場合(近所聞合せ等) ⇒ 5万円以上
- 2, お見合いを申込み、翌日以降2週間以内に、受諾が来ていない段階で取り消す場合 ⇒ 5千円
- 3, 2週間以内に良いお返事があったにもかかわらず、お見合いをキャンセル、
又は、お相手よりのお申込みを受諾した後のキャンセル ⇒ 2万円
やむを得ない事情に限り、一度の延期は可能だが、二度目以降の延期は迷惑料として ⇒ 5千円
- 4, お見合い当日、連絡無しで10分以上遅刻した場合 ⇒ 1万円
- 5, お見合い当日、お見合い場所に現れなかった場合 ⇒ 2万円

お見合い～交際 (お見合い当日にお見合料の支払い)

- 1, 交際希望されたにもかかわらず、一度の電話又は交際もなくキャンセルした場合 ⇒ 1万円
- 2, お見合い相手に対し、当方に内緒で、交際しようと持ちかけたり退会を求めた場合 ⇒ 成婚料相当額
- 3, 相手会員の他のお見合活動を妨害した場合 ⇒ 4万円
- 4, 交際相手よりお断りの連絡を受けていたにもかかわらず、再度電話連絡などの接触をした場合 ⇒ 1万円
- 5, お見合い日より交際期間が、6ヶ月経過した場合(本会が了承した場合はこの限りではない) ⇒ 成婚料相当額
*お互いが承知の上で、婚約及び入籍などしないで同居する場合もこれに含む

交際～婚約 (婚約成立時に成婚料の支払い)

- 1, 本人同士、結婚の意志を確認しあったにもかかわらず、確認した日の次ぎの日まで報告なき場合 ⇒ 成婚料の倍額

退会

☆在籍中に知り又は知り得た方と、退会後にいかなる事情があろうと、交際又婚約に至った場合 ⇒ 成婚料の倍額
注意…退会連絡頂いた翌月より、会費不要となります。

◆ 本ペナルティー規定に記載なき事項については、双方誠意をもって解決に努力するが、万一紛争を生じた場合は、大阪地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

※結婚のお世話するにあたって、不適格な方と思われた場合、お世話の途中といえども、金品の返金無しでお世話は取り止めます。

又、会員紹介書に記載していない相手の個人情報について知りたい場合は、お見合い後ご自分の責任で調査して下さい。

*以上の内容を十分に読み、理解した上で入会します。

平成 年 月 日 ※左記の入会日より8日間は、契約解除をすることができます。

名前 _____ メールアドレス _____

住所 _____